

学術会議はどうなるか： 新法案成立前後から

吉田 文
(早稲田大学)

アウトライン

1. 日学の立場表明：法案提出から可決
2. 日学のスタンス：ナショナル・アカデミーとしての5要件、5項目の遵守
3. その後の政府の動向（1）
4. その後の政府の動向（2）
5. その後の日学の動向
6. 日学がやるべきこと（1）
7. 日学がやるべきこと（2）
8. 更なる懸念と今後

1. 日学の立場表明：法案提出から可決

2025.03.07：法案の国会提出

- ・ 2025.03.07：日本学術会議法案について（会長談話）
- ・ 2025.03.24：日本学術会議法案に関する懸念事項について

2025.04.08：日本学術会議法案に関する見解について（総合政策推進室）

2025.04.15：総会（第194回）

- ・ 2025.04.15：次世代につなぐ日本学術会議の継続と発展に向けて
～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって（声明）
- ・ 2025.04.15：本学術会議法案の修正について（提案）

2025.05.13：衆院で可決、

第217回国会閣法第36号・日本学術会議法案に対する**附帯決議**

- ・ 2025.05.15：日本学術会議法案の国会審議について（報告及び今後の対応）（会長メッセージ）
-

* 議員への面会、参院で修正法案提出

2025.06.11：参院で可決、

内閣委員会・日本学術会議法案に対する**附帯決議**

- ・ 2025.06.12：日本学術会議法案の成立を受けて（会長談話）

* 附帯決議の可能性？

2. 日学のスタンス：

ナショナル・アカデミーとしての5要件、5項目の遵守

5要件：①学術的に国を代表する機関としての地位

②そのための公的資格の付与

③国家財政支出による安定した財政基盤

④活動面での政府からの独立

⑤会員選考における自主性・独立性

（「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（2021.04.22））

5 項目：受け入れられないこと

1. 大臣任命の監事の設置を法定すること
2. 大臣任命の評価委員会の設置を法定すること
3. 『中期目標・中期計画』を法定すること
(独立行政法人のようなものは認めがたい)
4. 次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること
(コ・オプテーションの考え方の逸脱になる)
5. 選考助言委員会の設置を法定すること
(「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会の第12 回会合の開催について」(2024.07.30))

3. その後の政府の動向（1）

日本学術会議設立委員会

2025.06.26：第1回会合

設立委員：日学会長・副会長4名、
有識者懇談会メンバー3名、
内閣府2名（1名交代）

2026.10までに3回の会合予定：会員予定者の指名、
会長職代行者の指名

4. その後の政府の動向（2）

・附則 第6条第5項：現会長は、候補者選考委員の任命をしようとするときは、当該任命をしようとする者について、次にげる者のうちから内閣総理大臣が指定するものと協議しなければならない。

- 一 科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有する者
- 二 学術に関する研究の動向に関し広い経験と高い識見を有する者

2025.06.18：宮園浩平（CSTI議員）、佐々木毅（東大名誉教授）

5. その後の日学の動向

附則 第6条第3項：候補者選考委員会は、候補者選考委員
十人以上二十人以内をもって組織する。

第6条第4項：候補者選考委員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、現会長が任命する。

＊ 四役三部長で検討中

6. 日学がやるべきこと（1）

会員選考に関して…

1. 選考委員の任命
2. 選考基準等の策定、部会及び専門委員 の設置
3. 会員予定者の候補者の選考
4. 設立委員 総会 への推薦

7. 日学がやるべきこと（2）

- 組織体制・ガバナンス
- 日学憲章
- 自己資産…

＊ WG設置により検討を…

8. 更なる懸念と今後

- ・ 会員選考：会員外の候補者選考委員会の意見の影響。
- ・ 損害賠償責任：会員にも責任が及ぶ。
- ・ 罰則：会員にも責任が及ぶ。

＊ 政府からお金をもらう以上、政府の規則に従うべき…

⇒この論理の問題をどうしたら、政府に納得させられるのか。

⇒お知恵を拝借したい。